

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-106
処分の種類	個人施行者に対する監督			
根拠法令条例等・条項	土地区画整理法第124条第1項			
処分の概要	都道府県知事は、個人施行者の施行する土地区画整理事業について、その事業等进行检查し、違反の事実がある場合には、その施行者のした処分の取り消し又は工事の中止等必要な措置を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】土地区画整理法第124条第1項</p> <p>都道府県知事は、個人施行者の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がその法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その事業又は会計の状況进行检查し、その結果、違反の事実があると認める場合においては、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取り消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	-			